

令和6年度 財務省政策評価書(案)の概要

1. 財務省の「政策の目標」の体系図	1
2. 令和5年度及び令和6年度における目標ごとの評価結果	2
3. 令和5年度及び令和6年度における評価ごとの集計結果	5
4. 令和6年度における財務省の主な取組	6
5. 令和6年度の評価が「B 進展が大きくない」である目標の評価理由及び 政策への反映	8
6. 令和6年度の評価が前年度の評価より低くなった政策目標の評価理由	10
7. 令和6年度の評価が前年度の評価より高くなった政策目標の評価理由	11
8. 理由を付して評価を行った目標	12
【参考1】 デジタル化への取組	13
【参考2】 評価基準（評価マニュアル）	15

1. 財務省の「政策の目標」の体系図

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政 （総合目標 1）

【B】

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制 （総合目標 2）

【A】

デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理 （総合目標 3）

【A】

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム （総合目標 4）

【A】

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 （総合目標 5）

【A】

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営 （総合目標 6）

【B】

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保 （政策目標 1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進 【B】
- 1-2 必要な歳入の確保 【B】
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保 【S】
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示 【A】
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行 【A】
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営 【S】

適正かつ公平な課税の実現 （政策目標 2）

- 2-1 物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実 【S】
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 （政策目標 3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 【S】
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実 【S】
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実 【S】
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理 【S】

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 （政策目標 4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 【S】
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理 【S】

貿易の秩序維持と健全な発展 （政策目標 5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等 【S】
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進 【S】
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上 【A】

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 （政策目標 6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保 【S】
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進 【S】
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進 【S】

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保 【A】
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営 【S】
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理 【A】
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保 【S】
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保 【S】

※ 【 】は令和6年度評定。■は前年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

2. 令和5年度及び令和6年度における目標ごとの評価結果（総合目標）

【総合目標】		評価	
		5年度	6年度
1 (財政)	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(基礎的財政収支)黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	B	B
2 (税制)	デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。	A	A
3 (財務管理)	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。	A	A
4 (通貨・金融システム)	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組む、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	A	A
5 (世界経済)	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	A	A
6 (財政・経済運営)	総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	B	B

(注) 評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

2. 令和5年度及び令和6年度における目標ごとの評価結果（政策目標①）

【政策目標】		評価	
		5年度	6年度
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	B	B
1-2	必要な歳入の確保	B	B
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S	A
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	A	A
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S	S
2-1	物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S	S
3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	A	S
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S	S

※

※

（注）1 評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

2 （色付き）は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を10ページ、11ページで説明しています。

2. 令和5年度及び令和6年度における目標ごとの評価結果（政策目標②）

【政策目標】		評定	
		5年度	6年度
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	S	S
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S	A
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	B	S

(注) 1 評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

2 （色付き）は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を10ページ、11ページで説明しています。

3. 令和5年度及び令和6年度における評価ごとの集計結果

各府省共通の 評価区分		総合目標		政策目標		合 計	
		5 年度	6 年度	5 年度	6 年度	5 年度	6 年度
S +	目標超過達成	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	0	0	17	17	17	17
A	相当程度進展あり	4	4	4	5	8	9
B	進展が大きくない	2	2	3	2	5	4
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0
合 計		6	6	24	24	30	30

4. 令和6年度における財務省の主な取組

政策目標	内 容	
1－1 1－6	財政	令和7年度予算は、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への確実な移行とともに、我が国が直面する構造的な変化への的確な対応や国民の皆様の安心・安全の確保のための予算であり、官民連携の下での「AI・半導体分野の投資促進」や「GX投資促進」の実施、「こども未来戦略」に基づく子育て支援の本格実施、「防衛力の抜本強化」の着実な実施といった、複数年度で計画的に取り組むこととしている重要課題への対応のほか、地方創生交付金の倍増や、内閣府防災担当の予算・定員の倍増など、重要政策に予算を重点的に配分しています。あわせて、公務員・教職員・保育士の給与改善や物価動向の反映などを行いつつ、政策的予算を適切に確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に基づき、経済・物価動向等に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続しています。（施策1－1－1） また、国の財務書類の作成・公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました。（施策1－6－1）
2－1	税制	令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げを行いました。その上で、国会における法案の修正により、低～中所得の方の税負担への配慮から基礎控除の特例として、所得額に応じた上乗せを行いました。また、就業調整対策の観点から大学生年代の子等に係る新たな控除の創設、老後に向けた資産形成を促進する観点から確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引き上げ、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために中小企業経営強化税制の拡充、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行うこととしました。 また、税制調査会において、経済社会の構造変化などを踏まえた今後の税制のあり方等について中長期的な視点からの議論が行われるとともに、3つの専門家会合（EBPM、長寿税制、納税環境整備）の下で、中小企業税制に係る租税特別措置などの検証や、長寿社会における税制の在り方、税務手続のデジタル化による納税者利便の向上と適正公平な課税の実現に向けた議論が行われました。（施策2－1－1）
3－1 3－3	財務管理	令和6年2月に発行を開始した「クライメート・トランジション利付国債」について、令和6年12月に令和5年度発行分に係る資金充当レポートを公表しました。また、令和6年度は10年クライメート・トランジション利付国債を合計約7,000億円、5年クライメート・トランジション利付国債を約7,000億円、合計約1.4兆円発行しました。加えて、令和7年度国債発行計画の策定にあわせ、国債の保有促進に向けた取組を公表しました。（施策3－1－1） 行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進を進める上で、令和5年度においては、資材価格高騰等の影響により、一部の計画を取りやめざるを得なくなり、目標を達成できませんでしたが、令和6年度においては、資材価格高騰の影響をより適切に予定価格に反映した上で入札を実施するとともに、次年度以降に予定している改修工事を前倒しで実施することで目標を達成することができました。（施策3－3－2）
4－1	通貨	通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、令和6年7月3日に「新しい日本銀行券（一万円、五千円、千円）」の発行を開始しました。発行に先立っては、財務省公式SNSを活用した周知に加えて、政府広報オンラインによる記事・動画配信、視覚障害者向け点字広報誌・音声CDの配布等の広報活動を実施するなど、準備を確実に進めました。さらに、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。これらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。（施策4－1－2）

4. 令和6年度における財務省の主な取組

政策目標	内 容	
5-1 5-3	国際貿易	内外経済情勢等を踏まえ、暫定税率等の適用期限の延長を行うとともに、個別品目に対し暫定税率の設定や基本税率を無税化するなどの関税率の見直しを行いました。また、内国税の改正に合わせ、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が一定の要件を満たしている場合に、関税に係る重加算税の加重措置の適用対象から除外するといった納税環境の整備を行いました。（施策5-1-1） 入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、共同キオスクやEゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。（施策5-3-3）
6-1	国際金融	外国為替市場の安定のための取組として、令和6年度は、外国為替市場において投機的な動きも背景とした急速で一方的な動きが見られたことから、G7やG20で合意されている為替相場に関する考え方に沿って、外国為替平衡操作（為替介入）を実施しました。（施策6-1-1） G7では、ロシアの凍結資産から生じる特別な収益を活用した「特別収益前倒し融資（ERAローン）」を立ち上げる等の具体的な成果を挙げ、G20では、「より良く、より大きく、より効果的なMDBsに向けたG20MDBロードマップ」や、債務措置に関する「共通枠組」下の事例から得られた教訓に関するG20ノート等の成果物の策定に大きく貢献しました。（施策6-1-2） また、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、令和7年2月より、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家や、当該投資家に準ずる外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する政省令改正を行うためのパブリック・コメントを実施しました。（施策6-1-5）
7-1	政策金融	コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進んだこと等を踏まえて、コロナ禍から続いていた資金繰り支援策については、コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援策を実施しました。具体的には、日本政策金融公庫等において、過大な債務を抱えた事業者の財務基盤を強化し経営改善・再生を促すこと等を目的とし、従来から措置している資本性劣後ローンに加えて、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（コロナ資本性劣後ローン）」の活用を促進しました。また、令和7年2月のコロナ資本性劣後ローンの取扱い終了を受け、従来の資本性劣後ローンについて条件の見直し等を行い、引き続き、活用を促進しました。 また、日本政策投資銀行の特定投資業務について、グリーン社会実現に向けた取組を支援する「グリーン投資促進」、スタートアップの創出・育成への取組等を支援する「スタートアップ・イノベーション」、重要物資等の供給力強化や物流インフラ等の強靱化・高度化等の取組等を支援する「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、これまでも成長資金の供給を促進してきたところ、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図りました。加えて、特定投資業務の在り方を検討するため、外部有識者をメンバーとして「㈱日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会」を開催し、令和6年12月にとりまとめを公表しました。（施策7-1-1）
11-1	たばこ・塩	令和5年度において、塩製造業者等の登録を標準処理期間内に処理できなかった事例が2件生じたことから、再発防止策として各税関の文書取扱規則の見直しを行い、事故があった場合の手続を明確化したとともに、事務に携わる職員に周知を行った結果、令和6年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。（施策11-1-2）

5. 令和6年度の評定が「B 進展が大きくない」である目標の評定理由及び政策への反映(総合目標)

目 標	評定理由	政策への反映
総合目標 1 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(基礎的財政収支)黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む	令和6年度においては、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策に基づく歳出増等があり、中長期試算(令和7年1月)によれば、令和6年度の国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)は▲2.9%となることの見込まれています。 令和7年度予算については、「骨太の方針2024」に基づき、2025年度から2027年度までの3年間について、これまでの歳出改革努力を継続することとしており、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現するとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。あわせて、防衛関係費については、引き続き、防衛力を安定的に維持するための財源を確保するよう努めました。 また、これまでの「新経済・財政再生計画改革工程表」や「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」等に基づき全世代型社会保障の構築に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。 (中略) 以上のとおり、令和6年度においては、財政健全化に向けた取組を実施したものの、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いています。これを踏まえたテーマ「総1-1 2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す」の評定が「b 進展が大きくない」であるため、本総合目標の評定は「B 進展が大きくない」としました。	中長期試算(令和7年1月)においては、左記経済対策の執行に伴う支出、所得税の基礎控除の引上げ等の税制改正、防衛力強化財源の影響等によって、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスは黒字化しないことの見込まれていますが、2026年度には黒字化する姿が示されています。こうした点のほか、左記の評価結果も踏まえて、引き続き以下の取組を実施します。 我が国の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めると同時に、2025年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標について、今年の骨太の方針も踏まえ、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。
総合目標 6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	財務省として、関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。 (中略) 他方、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。以上の状況を総合的に勘案し、テーマ「総6-1 デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指す」の評定が「b 進展が大きくない」であるため、当該総合目標の評定は「B 進展が大きくない」としました。	関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。 また、令和6年度補正予算及び令和7年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組めます。

5. 令和6年度の評価が「B 進展が大きくない」である目標の評価理由及び政策への反映(政策目標)

目 標	評価理由	政策への反映
政策目標 1－1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	それぞれの政策課題に対して必要な予算措置を行うとともに、様々な改革努力も積み重ねてきましたが、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いており、今後とも歳出・歳入両面の改革を着実に推進する必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きくない」と考えられます。 (中略) 以上のとおり、施策「政1－1－2 財政に関する広報活動」の評価は「s 目標達成」であるものの、施策「政1－1－1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化への取組」の評価が「b 進展が大きくない」であることから、当該政策目標の評価は「B 進展が大きくない」としました。	重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に努めます。 広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行うとともに、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザインの考え方を活用した取組を推進します。 また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めます。
政策目標 1－2 必要な歳入の確保	物価上昇の影響やそれらへの対応が財政に及ぼした影響等については留意する必要があるものの、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、必要な歳入の確保について大きく進展したとは言い難い状況です。 施策「政1－2－1 必要な歳入の確保」の評価が「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評価は、「B 進展が大きくない」としました。	今後も、物価上昇の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、歳入に関する情報について説明責任の向上に努めていきます。

6. 令和6年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由

政策目標	評定		評定の理由等
	5年度	6年度	
政策目標1－4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S 目標達成	A 相当程度進展あり	令和6年度においては、施策「政1－4－2 令和5年度歳入歳出決算の国会への早期提出」に関する主要な測定指標について、国会からの早期提出要請に応えるよう努めたため、達成度は「○」となりましたが、令和5年度歳入歳出決算とともに国会に提出した「令和5年度決算の説明」において誤りが見つかり、国会へ正誤表の提出を行ったことなどを踏まえ、当該施策の評定を「a 相当程度進展あり」とし、当該政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。
政策目標9－1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S 目標達成	A 相当程度進展あり	令和6年度においては、施策「政9－1－2 共済手続の効率化・適正化」に関する主要な測定指標について、関係各所との調整に一定の時間を要し、現時点でデジタル完結は実現しなかったものの、デジタル庁との必要な調整やデジタル完結に向けて関係省庁との連携を図り、共済手続の標準化等を進めてきたことから、達成度が「△」となり、施策についての評定が「a 相当程度進展あり」となったため、当該政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。

7. 令和6年度の評価が前年度の評価より高くなった政策目標の評価理由

政策目標	評価		評価の理由等
	5年度	6年度	
政策目標 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	A 相当程度 進展あり	S 目標達成	令和5年度において、資材価格高騰等の影響により、一部の計画を取りやめざるを得なくなり、目標を達成できなかった施策「政3-3-2 行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進」に関する主要な測定指標について、令和6年度においては、資材価格高騰の影響をより適切に予定価格に反映した上で入札を実施するとともに、次年度以降に予定している改修工事を前倒しで実施することで目標を達成したことから、達成度が「○」となり、これにより、全ての施策について評価が「s 目標達成」となったため、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
政策目標11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	B 進展が 大きくない	S 目標達成	令和5年度において、事務処理手続に時間を要した案件があり目標値を達成できなかった施策「政11-1-2 塩事業の適切な運営の確保」に関する主要な測定指標について、令和6年度においては達成率100.0%となったことから、達成度「○」となり、これにより、全ての施策について評価が「s 目標達成」となったため、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。 ※令和5年度に生じた塩製造業者等の登録を標準処理期間内に処理できなかった事例2件に対し、再発防止策として各税関の文書取扱規則の見直しを行い、事故があった場合の手続きを明確化したとともに、事務に携わる職員に周知を行いました。

8. 理由を付して評価を行った目標(前年度の評価より低くなった政策目標にも該当)

以下の評価は、全ての測定指標が「○」であるものの、国会への提出物の一部において誤りが見つかり、正誤表の提出を行ったことなどを踏まえ、「A 相当程度進展あり」としています。

目標	評価結果		施策	評価	評価理由等
	5年度	6年度			
政策目標1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S 目標達成	A 相当程度進展あり	[政1-4-1] 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告	s	令和6年度においては、施策「政1-4-1 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告」について、国民及び国会に対して適時適切に報告できたことから、測定指標が全て「○」であるため、評価を「s 目標達成」としました。 施策「政1-4-2 令和5年度歳入歳出決算の国会への早期提出」についても、国会からの早期提出要請に応えるよう努めたため、測定指標を「○」としました。 しかしながら、令和6年11月29日に令和5年度歳入歳出決算とともに国会に提出した「令和5年度決算の説明」に誤りが見つかったため、決算審議が始まる前の令和6年12月20日に国会へ正誤表を提出するとともに、財務省ウェブサイトにて訂正後のものを掲載したことを踏まえ、全ての測定指標が「○」であるものの、左記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。 今後、決算の説明に誤りが生じないように、今回の誤りの原因を分析し、各省各庁の意見も踏まえ、作業チェックマニュアルの整備や研修の実施に加え、システム改修の検討など、再発防止に取り組めます。
			[政1-4-2] 令和5年度歳入歳出決算の国会への早期提出	a	

【参考 1】 財務省におけるデジタル化への取組一覧①

1. 財政

財政に関するパンフレットについて、電子書籍等の多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等の説明会の際には、オンラインを活用した説明会も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました【政策目標1-1(施策1-1-2)】。

国の財務書類の作成・公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました【政策目標1-6(施策1-6-1)】。

2. 税制

令和6年度税制改正の内容については、パンフレットの作成・配布のほか、令和5年度税制改正に続いて解説動画も作成して、財務省公式YouTubeチャンネルで公開、財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNSなどを通じた情報提供を積極的に行いました。また、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等を通じて、詳しく各制度の丁寧な説明を行い、活用を促しました【政策目標2-1(施策2-1-1)】。

将来の社会を担う小学生・中学生やその保護者に税の意義や役割を正しく理解してもらうことを目的として、税制に関する学習用アニメーション動画を制作しました。また、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け夏休み自由研究用コンテンツをまとめたサイトに「どっちの世界を体験する？税金ありなし人生すごろくゲームをつくろう」等のコンテンツを作成しました。国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布（「もっと知りたい税のこと」や「令和〇年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を動画化し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開しました。税制メールマガジンについては、税制をめぐる最近の動きや税制改正の内容を解説するほか、各税目に関する歴史や豆知識を紹介するなど、引き続き魅力的な情報発信に努めました。なお、各種の広報の取組については、財務省の公式Xでも積極的に発信しました【政策目標2-1(施策2-1-2)】。

3. 国債

海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャンネルを通じた海外IRを実施しました。具体的には、オンライン会議形式も併用しつつ、対面での海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました【政策目標3-1(施策3-1-3)】。

4. 国有財産

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる5G基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、5G基地局の設置場所としての国有財産の活用に取り組むとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者によるBOX型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取り組みしました【政策目標3-3(施策3-3-1)】。

公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました【政策目標3-3(施策3-3-3)】。

5. 通貨

通貨制度を所管する一環として、CBDCについて、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。具体的には、「CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」（連絡会議）において、連絡会議の下に「幹事会」を設置し、制度設計の大枠の整理に向けて検討を進めました。また、新紙幣の発行に先立っては、財務省公式SNSを活用した周知に加えて、政府広報オンラインによる記事・動画配信、視覚障害者向け点字広報誌・音声CDの配布等の広報活動を実施するなど、準備を進めました【総合目標4(テーマ4-2)】。

【参考1】 財務省におけるデジタル化への取組一覧②

6. 貿易

「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、ASEANと協議を進め、日インドネシアEPAについては令和5年6月に運用を開始しました。日タイEPAについては令和7年度中の運用開始を予定しております。また、ASEANについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります【政策目標5-2(施策5-2-1)】。

途上国の税関行政近代化への取組については、令和6年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、88件の研修及びセミナーを実施しました【政策目標5-2(施策5-2-2)】。

7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ(輸出入申告等)を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援として引き続き活用するとともに、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました【目標5-3(施策5-3-1)】。

税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。また、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、共同キオスクやEゲート(税関検査場電子申告ゲート)等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました【政策目標5-3(施策5-3-3)】。

税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました【政策目標5-3(施策5-3-5)】。

8. 国際政策

関税局・税関では、開発途上国の税関当局に対して、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO(世界税関機構)等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました【政策目標6-2(施策6-2-4)】。

9. 地震再保険

財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したウェブページの更新及び新聞等での広告の発信、広報誌等への記事掲載を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました【政策目標8-1(施策8-1-2)】。

10. 共済手続

「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-Gov審査支援サービスを活用することとしました。また、デジタル庁等と必要な調整を行うと共に、デジタル完結に向けて関係省庁との連携を図り、共済手続きの標準化等を進めました【政策目標9-1(施策9-1-2)】。

【参考2】 評価基準（評価マニュアル）

総合目標・政策目標の評価	テーマ・施策の評価
1 <u>「S+ 目標超過達成」</u> 施策の評価が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」 (例) 施策① s+ 施策② s 施策③ s 2 <u>「S 目標達成」</u> 施策の評価が全て「s」 (例) 施策① s 施策② s 施策③ s 3 <u>「A 相当程度進展あり」</u> 施策の評価が全て「a」、又は「s」と「a」のみ (例) 施策① s 施策② s 施策③ a 4 <u>「B 進展が大きくない」</u> 施策の評価に「b」があり、かつ、「c」がない (例) 施策① s 施策② a 施策③ b ※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。 5 <u>「C 目標に向かっていない」</u> 施策の評価に「c」がある (例) 施策① s 施策② a 施策③ c	1 <u>「s+ 目標超過達成」</u> (①及び②をともに満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。 例：実績値が目標値の120%を超過している場合。 目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに超える水準である場合。 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 2 <u>「s 目標達成」</u> (①から③までの全てを満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 ③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。 3 <u>「a 相当程度進展あり」</u> (注1) (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」、「□」(注2)又は「△」(注3)である。 ② 施策に係る測定指標に一つでも「□」、「△」又は「×」(注4)があるか、全ての測定指標が「○」で上記2③の事情がある。 4 <u>「b 進展が大きくない」</u> (注1) (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標の一つでも「×」がある。 ② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。 5 <u>「c 目標に向かっていない」</u> 主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合

(注)1 測定指標以外の事情として、特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「a」を「b」に、「b」を「c」に下方修正することができる。

2 測定指標の「□」は総合目標において最終目標年限以外の評価対象年度末において進捗が順調である場合。

3 測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。

4 実績値が目標値未達となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。